

高槻市告示第157号

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく管理区域の一部指定解除について

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年3月23日大阪府条例第6号）第81条の8第4項の規定により、同条第1項の指定に係る次の区域について指定を解除する。

平成22年3月31日

高槻市長 奥本 務

1 指定を解除する区域

古曽部町2丁目263番2、264番2、265番2、266番2、267番2、268番2、269番2、270番2の各一部（別図のとおり）

2 除去されたと認められる管理有害物質の名称

鉛及びその化合物

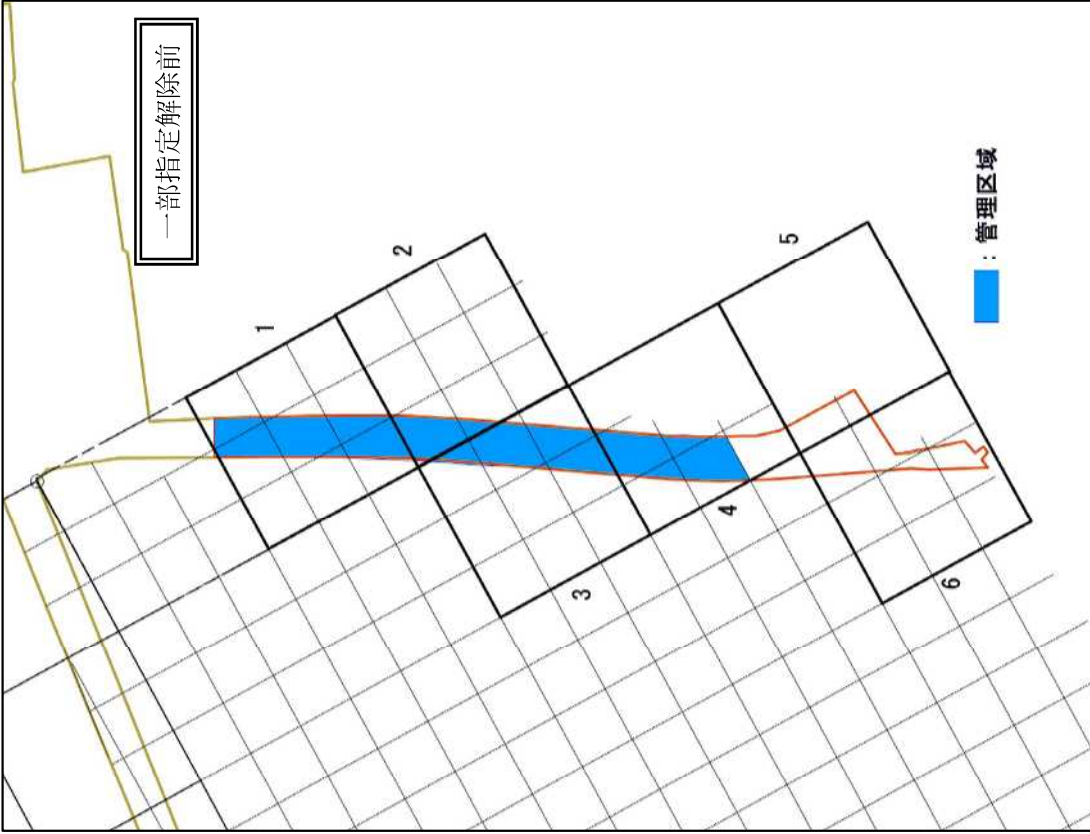


図 1. 一部指定解除前の管理区域



図 2. 一部指定解除後の管理区域